

随想

政治不信と憲法改正論議

阿部敏勝（会員）

．はじめに

民主・自民両党の党首選が行われ、それぞれの新体制がスタートしました。先の空転国会で積み残した「税と社会保障制度の一体改革」「赤字国債発行法案」「新エネルギー政策」「一票の格差是正のための衆院選挙制度改革法案」など重要案件に加えて、「竹島、尖閣」「オスプレイ配備計画」を抱えた野田民主党内閣は文字通りの四面楚歌。自民党も旧態依然で、憲法改正、自衛軍の創設が党是です。

．必至の衆院解散、必須の「選挙制度改革」

衆院の解散要求は自党有利と読む野党各党からは勿論、主権者たる国民からも高まっております。（野田首相の発言「近いうちに」との関連で71%の国民が解散を要求（9/29,30 毎日新聞世論調査））。但し、前記の通り国会議員の選挙制度については制度改革の必要があります（一票の格差 違法状態 = 最高裁判所大法廷判決。4/21.22 附朝日新聞世論調査では「一票の格差、違憲状態での総選挙反対 53%」5/3 附同紙「座標軸」では「最高裁の判決を1年以上も改めずに解散、総選挙をめぐる駆け引きに没頭している国会議員たちは、有権者に投票をボイコットさせたいのだろうか」と詰問）。また、以下の示す通り、投票率と獲議席配分」との関係についても大きな矛盾があります。

党派別獲得議席数及び議席シェア（2009年衆院選、定数480）

党派別	議席数	議席占有率	小選挙区得票率	比例同
民主党	308	64.2%	47.4%	42.4%
自民党	119	24.8%	38.7%	26.7%
共産党	9	1.9%	4.2%	7.0%
社民党	7	1.5%	2.0%	4.3%
公明党	21	4.4%	1.1%	11.5%

1位の民主党は小選挙区、比例共50%以下の得票率なのに議席は64.2%を獲得

・風前の灯、日本国憲法

戦前、戦後の悪習の集積（原発問題、尖閣、竹島問題もその一環）小選挙区制度の悪用による議会制民主主義の劣化、内外の構造変化（例、中国の軍事、経済大国化）不景気等々の原因により満州事変（1931年）勃発時にも似たストレスなどが日本中に蔓延しつつあり、これに乗じたタカ派の蠢動激しく、以下のようなものがあります。

- ・立ちあがれ日本「自主憲法大綱案」発表
- ・自民党「日本国憲法改正草案」を発表
- ・みんなの党「憲法改正の基本的考え方」を発表
- ・自民党「国家安全基準法案（概要）」を発表
- ・国会憲法審査会活動開始、衆院では憲法各章について議論、参院では大震災と国家緊急権について議論
- ・衆参対等統一院制国会実現議員連盟「国会を一院制にする憲法改正原案」を提出
- ・大阪（日本）維新の会「9条及び憲法96条の改正を狙う維新八策」を発表
- ・日本青年会議所「国家緊急制度を中心に据えた憲法改正キャンペーン」を実施

これに対する9条堅持派は僅かに共産党と社民党だけ、その議席数は僅かに16、全体の1割にも達していません。

憲法、なかでも第9条に関する世論は、戦争や安全保障問題とリンクして揺れ動いております。今年に入って憲法の全体見直し賛成率が上昇しており、3/19附読売では賛成54%反対30%、5/3附朝日では賛成51%反対29%、9/15附毎日では賛成65%反対37%となり、特に30代、40代の賛成率が72%だったと附記されている毎日新聞の調査結果は脅威です。第9条については、見直し賛成が3/19附読売で39%（反対13%）、5/3附朝日で30%（反対55%）、9/15附毎日で56%（反対37%）となり、ここでも毎日新聞の数字が目立ちます。

原因の7割は政治経済環境（特に働き盛り世代の現状打破への希求）そして残り3割は改憲勢力による「世路論形成キャンペーン」の効果と

思われます。いずれにせよ、戦前の日本を良しする憲法改悪派に組み
することは今、沖縄の県民が受けている屈辱と危険をそのまま日本国全
体に及ぼすという事です。

なお、毎日新聞の世論調査結果発表(9/15)を見てびっくりしました。
そこには大見出しで国政停滞「憲法に原因」57% 憲法不信「改憲」強め。
とあり中見出しには9条「改正必要だ」56%とありました。これではま
るで憲法が諸悪の根源です。

しかし細部を良く読んでみますと「国の統治の仕組みが憲法に原因が
あるとあると思いますか」という質問にあり、見出しで言う憲法はその
一部分即ち「統治機構」のことを指しており、憲法の全部ではないこと
が解りました。同社の場合、昨年9月には「国政への不信解明」と題し、
又同年11月には「憲法問題」と題してそれぞれ「政治と憲法」の關係に
係わる世論調査を行なっております。

・むすび 第9条を守り抜くために

以上国政の問題点、憲法との係わりについて述べて参りましたが、護
憲政党の現況は前記の通りで苦戦は免れません。いずれにしても日本は
法治国家であり、議会制民主主義の国ですからたとえ無体な決定でも多
数決には従わざるを得ません。

この点、憲法は「最高裁判所裁判官の認否制度」と共に「日本国憲法
の改正手続きに関する法律(略称国民投票法)」という国政への直接参加
方式を定めております。

そこでこれを使つての抵抗ですが、この法律は投票権者の範囲その他
未定の部分が沢山ありますのでそこをついて実施を出来るだけ遅くする
こと、そしてそれが駄目なら反対投票をするよう周囲を説得すること、
「9条の会」の草の根運動もそうですが、ひとりひとりの純粋な動機が
大きな力となるのです。

私も今年の1月寒風の中「原発国民投票制定運動」で走り廻りました。
そしてそこで得たのは普段は平和運動などにお見えにならない近隣のご
主人や奥さんがご家庭を訪問してお話しすると意外に開明的で協力的だ

った事でした。平和運動は「平和」「平和」とお題目を唱えているだけでは成就しません。平和運動には敵が居り、これを倒すには旺盛な闘志と戦略、戦術が必要です。

これにはどうしても国の統治システムへの切り込みが必要であり、その第1が間接民主主義（議会制民主主義）の限界への認識と対策です。この点本粗稿でも繰り返し述べて参りましたが直接民主主義（例国民投票）をどう持ち込むかを考えねばなりません。

J.J.ルソー曰く「イギリス人が自由なのは議員を選挙する間だけのことで議員が選ばれるや...人民は奴隷となり無に帰してしまう（桑原前川訳「社会契約論・岩波文庫より」）

参考資料

- 憲法時評 浦部法穂著 ‘ 11/11 H u P P 出版
- いまなぜ憲法 三輪 隆編 ‘ 06/4 蒼天社出版
- 国民投票なのか
- 比例定数削減 坂本 修著 ‘ 09/10 新協出版社
- とは何か
- 一人一票実現に 伊藤 真著 ‘ 11/7 法学館憲法研究所
- 向けて
- 月刊・憲法運動 川村俊夫他 ‘ 12/9 憲法会議
- 井上正信他 ‘ 12/10 ”
- 月刊・世界 辻村みよ子他 ‘ 12/10 岩波書店
- カウンター、デモクラシーと選挙の効果的協同

< 以上 >